

会 議 録

会議の名称	委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（平成 30 年度第 3 回）
開催日時	平成 31 年 2 月 8 日（金） 10 時 00 分～12 時 00 分
開催場所	枚方市役所 別館 4 階 第 4 委員会室
出席者	浜口評価員、森田評価員、吉村評価員
欠席者	三成評価員
案 件 名	<p>案件 1. 枚方市総合コールセンター運營業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について</p> <p>案件 2. 安心と輝きの杜施設総合管理委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について</p> <p>案件 3. その他</p>
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の次第書 ・ 案件 1 執行調書、入札参加者評価点一覧、評価基準採点表 ・ 案件 2 執行調書、入札参加者評価点一覧、評価基準採点表、低入札価格調査関係資料
決 定 事 項	落札者決定基準に関して、意見聴取が行われた。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>非公開</p> <p>枚方市情報公開条例第 5 条第 7 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査を行うため。</p>
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
所管部署（事務局）	財務部契約課
審 議 内 容	
<p>●案件 1. 枚方市総合コールセンター運營業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について</p> <p>評価員：個別点を相対化するために、1 位のところを満点にするのは、複数社応札があるときの 1 つの手法と思うが、1 社しか応札がないときに相対的な処理をしてしまうと、本来の評価がみえなくなるため、何らかの工夫、検討が必要ではないのか。</p> <p>事務局：今年度の委員会において、1 社応札の問題点について検討し、競争性については価格競争で確保されており、品質については、仕様書の内容を満たすことで一定は確保しているということになったが、引き続き来年度以降も検討する。</p> <p>《技術的評価について》</p> <p>評価員：技術的評価（1）技術提案の履行体制の内容について、業務責任者やスーパーバイ</p>	

ザーの業務経験が3年以上ないために点数が低だけで、仕様書の内容は満たしているのか。

事務局：仕様書の5ページの(1)の要員の確保で業務責任者等の体制を示しており、こちらを満たしていることが最低条件で、こちらを満たし、かつ円滑な業務の履行、バックアップ体制に無理がなければ加点している。

評価員：技術的評価の(3)品質保証への取組みのISOの項目が0点となっているが、仕様書には、ISOの取得は入っていないのか。

事務局：仕様書に入っていない。

《社会的価値評価について》

評価員：社会9の企業内保育等の実施状況について、別法人に設置されたものであるから0点としているが、別法人でも同じ企業グループだから、加点対象となると考え、書類を提出したかもしれない。そうであるとすれば、点数の設定の仕方を考えたほうがよいのではないか。

事務局：今回は事業者が設置したものでないから0点としたが、事業者の従業員が利用できるのなら、この文言だけでは不備があり、補足的な説明も必要であると考え。

評価員：社会8の育児・介護休暇の状況について、グループの統計資料のみで事業所単位での取得状況が確認できないため0点となっているが、枚方市内の職場では取得していないが、別の職場で取得している場合は評価対象とならないのか。

事務局：会社として、こういった制度が確立されており、社員が利用していることがわかれば評価の対象となる。

評価員：障害者基本法では、発達障害も含まれるが、ガイドラインでは障害者とならないのか。

事務局：ガイドライン改正時に、担当部署に確認をとる。

案件2. 安心と輝きの杜施設総合管理委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について

《技術的評価について》

評価員：A社は現行業者であるとのことだが、ずっと業務に携わってる業者でも、一部の業務が確認できない計画表しか出せないということか。業務はきちんとしているが、書類の不備があるというだけのことか。

事務局：計画表については、任意の様式となっているので、記載されている内容でしか市としては判断できない。市の想定している計画表と事業者の認識が100%合致することはないので難しい話である。事業者も仕様書により必要な作業というのは理解しており、計画表に不備があっても必要な作業は行っていると考え。

評価員：基準では、細かい評価方法についての記載がないので、市と事業者との認識の違いはでてくると思うが、市では評価方法について一定の明確な基準はあるのか。

事務局：ある。

評価員：BCPについて、仕様書にないので0点となっても問題はないと思うが、業務遂行上必要であれば仕様書に入れていくべきではないか。

事務局：BCPそのものは求めているが、仕様書のP8（2）緊急時・災害時の対応で、市が作成した危機管理マニュアル・防災対策マニュアルに基づき対応してくださいとしている。

評価員：BCPがあれば加点対象とするということか。

事務局：そのとおりである。

評価員：評価時に0点だったということで、おしまいにして、今後、市はBCPの作成を求めないのか。BCPが3つの提出書類に明記されているのに、市のこの項目に対する認識が今ひとつはっきりしないという印象を受けた。

事務局：先ほどのコールセンターの業務では緊急時に市民からの連絡を取り次ぐという業務なのでBCPを必須としているが、建物総合管理では位置づけが違うと考えており、作成しておれば加点するという位置づけにしている。

《低入札価格調査について》

評価員：保守業務を専門メーカーに出した場合とくらべて、自社保守を行うと1割ぐらい安くなるとの説明があったが、何かの資料で確認を取ったということか。

事務局：事業者へのヒアリングのみである。低入札価格調査について、工事の案件については、細かい積算があり、資料を求めることができるが、委託業務についてはそこまでの積算がなく、事業者へのヒアリングのみとなる。

評価員：あまり良い表現ではないが、大丈夫ですかと尋ねて大丈夫ですと言われたら、それでOKということになるのか。

事務局：入札価格内訳書のとおり、本市の積算と事業者の積算を比較して、著しく不合理な点がなければ、事業者の積算に問題はないだろうという判断をしている。

評価員：長く継続して勤務している人が多いので安くつくという説明があったが、それでいいのかと思う。業務委託を入札で行うと、そういう構造になるのはしょうがないと思うが、ある意味これを少し緩和するためにも、この総合評価という仕組みがあるのに残念な気がする。

評価員：事業者の説明では、直接賃金が安く抑えられているのではなく、新規募集を行う経費や、新人研修を行う費用が抑えられるという説明であった。しかし、最賃をクリアしていればよいというのではなく、総合評価自体である程度の賃金体系をつくってほしいと思う。

評価員：建設設備が減ったというのは何のことか。やらなくていい仕事ができたとということか。

事務局：国の推奨しているエスコ事業を平成29年度に導入し、空調設備や照明設備等の更新をプロポーザル方式で選定した業者に任せることになったため、今回の受注業者がこれらの業務をすることがなくなった。

以上